

第四十八回国会 社会労働委員会 議 録 第二十八号

昭和四十年五月十日(月曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 松澤 雄藏君

理事 小沢 辰男君 理事 齋藤 邦吉君

理事 河野 正君

上村千一郎君

大石 八治君

田中 正巳君

武市 恭信君

塚田 徹君

中野 四郎君

榑本龍太郎君

松山千恵子君

粟山 秀君

山村新治郎君

小松 進君

巨 四郎君

多賀谷貞稔君

松平 忠久君

八木 一男君

出席國務大臣

厚生 大臣 神田 博君

出席政府委員

厚生事務官 梅本 純正君

(大臣官房長)

厚生事務官 竹下 精紀君

(児童家庭局長)

厚生事務官 山本 正淑君

(年金局長)

厚生事務官 実本 博次君

(社会保険庁長)

委員外の出席者

専 門 員 安中 忠雄君

五月十日

委員伊東正義君、亀山孝一君、熊谷義雄君、小宮山重四郎君及び地崎宇三郎君辞任につき、その補欠として武市恭信君、上村千一郎君、塚田徹君、亀岡高夫君及び大石八治君が議長の指名で委員に選任された。

武市恭信君及び塚田徹君辞任につき、その補欠として亀山孝一君、地崎宇三郎君、小宮山重四郎君、伊東正義君及び熊谷義雄君が議長の指名で委員に選任された。

五月七日

健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する請願(岡本隆一君紹介)(第三四九八号)

同(岡本隆一君紹介)(第三四九八号)

同(神近市子君紹介)(第三五〇〇号)

同(神近市子君紹介)(第三五〇〇号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

同(川上實一君紹介)(第三五〇二号)

民営職業紹介事業の手数料に関する請願(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(今澄勇君紹介)(第三五一三三号)

同(重盛寿治君紹介)(第三七五五五号)

同(田口誠治君紹介)(第三七五六六号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

同(野間千代三君紹介)(第三七五七七号)

つきましては、ちょうど来年度が改定期になつておられますから来年度に変えたい、すなわち根本的な問題は来年度の改定期にひとつ行ないたい、とりあえず福祉年金を改善しようとする増額いたしました、そしてこれらの福祉にひとつ沿つてまいりたい、かような考えでございます。

○山村委員 今次改正の基本方針と内容についてお伺いしたいと思います。

まず、改正の基本方針についてお答え願いたいと思います。

○山本(正)政府委員 ただいま大臣から答弁がございましたように、国民年金の全般的な改正問題は、来年度の財政再計算の時期において大幅に検討をし、かつ改正案を提出したい、かように考えておるのでございますが、国民年金の制度ができてから、この制度に伴います幾つかのまだ不十分であるという点が毎国会指摘されてきて、その面におきまして毎年、財政ともにらみ合わせまして改正を実施いたしておるのでございますが、今回も、昨年に引き続き福祉年金を中心とした改正を意図しておるわけでございます。それは、福祉年金は現実に七十歳以上の高齢者あるいは母子、障害者につきまして全額国庫負担で給付が行なわれておるのでございますが、ただいまも御指摘のように、最近におきます経済の諸情勢の変化、特に物価の変動というものと、制度創立の当時からいまだその後におきまして一回改正いたしました福祉年金の引き上げというものがなお十分であるということで、今回さらに福祉年金額を引き上げること、重点を置きまして、その改善をはかりたいというのが第一点。

第二点は、これもまた経済情勢の変動に際しまして所得水準が一般的に上昇してまいつておりまして、その所得の上昇に伴いまして所得制限の緩和をはかりたい、これも毎年実施いたしておるのでございますが、従来の受給者が所得水準の上昇に伴つて福祉年金をもらえなくなるということがないように、所得水準の上昇に際しまして制限緩和の限度額を引き上げていくというのが第二点

でございます。

第三点は、昨年特に当委員会におきまして強く指摘されました点、すなわち精神薄弱者につきましては、昨年重度精神薄弱者の扶養手当の法律ができたのでございますが、その際、おとなの精神薄弱者についての措置が落ちておるんじゃないかということと強く指摘されてきて、この問題につきましては、私ども一応の見解は持つておりましたが、現実の問題といたしましておとなの精神薄弱に対する措置というものが行なわれておらないということと、今回、福祉年金の中で障害年金の対象者におとなの精神薄弱者を加えるという措置を講じた。

○山村委員 年金額の引き上げ、すなわち月額二百円になりますか、この根拠は何でしょうか、お伺いしたいと思います。

○山本(正)政府委員 老齢福祉年金につきましては、制度発足の当時、御承知のように月額千円でございますまして、そうしてそれは三十八年度におきまして、当時の物価の上昇状況というものを考えまして、老齢福祉年金につきましては百円、それから障害年金、母子年金につきましては三百円ずつという引き上げを実施いたしましたのでございますが、その当時も、老齢福祉年金の引き上げ額が十分じゃないかという御指摘はございました。昭和三十四年度、すなわち福祉年金ができました当時の基準といたしましての消費者物価、あるいは農村の家庭用品の物価指数、こういったものを勘案いたしまして、消費者物価におきましては昭和三十九年度までで約三〇%の上昇を示しておる。それから農村の家庭用品の物価指数におきましては二〇%の上昇を示しておる。こういう結果になつておりました、福祉年金額そのものが十分でないという点でございますが、その十分でない福祉年金額が、物価の変動によりましてさらに減額されるという結果に相なることを防ぐ、当時の実質価値は少なくとも維持するという意味におきま

して二百円増して、老齢福祉年金を当時の三割増しの月額千三百円にするということにいたしました。そうして母子年金、障害年金は、昭和三十八年度におきましてすでに三百円ずつの引き上げをいたしておりますが、これは障害者並びに母子家庭というものの実態に即しまして、当時格差をつけて引き上げることが適当であろうということによりまして三百円ずつ値上げをいたしておりますが、今回さらに、老齢福祉年金と同様に二百円ずつの増額をはかるといったような措置を講じたいという趣旨でございます。

○山村委員 福祉年金の支給制限について、夫婦受給制限や公的年金との併給制限等、もう一度全般的に再検討するつもりはございませんか。

○山本(正)政府委員 国会の御審議を通じまして昨年度もたくさん附帯決議をいただいておりますのでございますが、その中で、今回十分に取り上げることのできなかった項目もあるわけでございます。

ただいま御指摘の、夫婦が老齢福祉年金をもらつておられる際における減額措置というものは、制度発足当時からございまして、これは実額で三千円という減額がなされておるのでございます。これは発足当時にございましては、定額での支給停止額三千円というものは、当初はそれぞれ二五%額を減額するという趣旨でございまして、これは夫婦の生活実態というものはあるのだが、しかしながら、現に福祉年金そのものの額が少ないからこの制度は廃止すべきじゃないか、あるいは少なくとも緩和すべきじゃないかという議論があるわけでございます。これにつきましては、毎年いろいろ検討いたしてまいつておりますが、今回の改正に際しましては、現在の年金額の引き上げ、それから現在障害年金の対象になつておられます精神薄弱者を取り入れるといったようなことをまずやるべきであるということで、今回も見送りになったのでございます。ただ、現実には、その後年金額が上がつておりますので、今回の改正によりまして月額千三百円ということになります。夫婦の場合には

二千六百円という金額になりました、それから夫婦受給の場合の支給停止額が、制度創立当時の二五%という率でなくて、定額で三千円を減額するということになつておりますので、実質的には、制度発足当時は二五%の減額でございましたが、今日の段階は、この法律が通りますれば一九%の減額という、比率にいたしましては率は下がつてくるという結果になりますので、今回は見送つた次第でございます。

それから併給の問題でございますが、これは他の公的年金制度と福祉年金との併給という点で、今回戦争公務による扶助料が引き上げになりました、それに伴いまして、従来併給の限度額が八万円になつておりましたのを、今回引き上げまして十萬二千五百円といたしまして、これによりまして、従来公務扶助料との併給を受けておりました人たちに対しては、従来の併給額というものは確保いたしました、なお今回の改正による引き上げ分を、全額ではございませんが、見まして、そうして併給の制度をさらに充実いたしておるのでございます。

ただ、御指摘のように、戦争公務による扶助料以外の一般の公的年金との併給、これは制度当初から二萬四千円というものが限度額に相なつておりました、年額二萬四千円以下の年金の場合には二萬四千円との差額を福祉年金で支給する、こういった立て方に相なつております。

この問題につきましては、公務扶助料との関係において引き上げを行なうべきではないかという御主張があるわけでございますが、ただ問題は、一つには、国民年金におきまして二十五年度の年数を満了した者の年金額が二萬四千円であるという現状と関連いたしましたも、やはり拠出制の年金額を検討する際にあわせて検討するのが筋道じゃないかという考え方が一つと、それから、今回の厚生年金の改正によりまして、厚生年金におきましては従来年額二萬四千円以下の年金というものがたくさんあったのでございますが、今回の改正では年額六万円、すなわち月額五千円の最低保障

を設けておるのでございます。したがって、厚  
もろるん厚生年金改正の法律が通りますれば、厚  
生年金では月額五千円という最低保障のなにより  
りまして、二万四千円との併給という問題は起  
らなくなるわけでございます。他の古い恩給制  
度等に年額二万四千円以下の年金もあるわけで  
ございますが、本来の筋から言いますと、それぞ  
れの制度におきまして年金額の最低保障を設ける  
のが筋道じゃないかという考え方もあるわけで  
ございます。そういう意味におきまして、拠出年金  
との関係、あるいは他の年金制度における最低保  
障といったような問題との関係におきまして将来  
をお検討したい、かように考えている次第で  
ございます。

○山村委員 次に、事務費交付金の引き上げにつ  
いてお伺いしたいと思っております。

国民年金事務費は、国の委任事務であることか  
ら考えまして、この事務執行に要する費用は全額  
国で負担するべきものであると思っております。とこ  
ろが、実際は市町村からかなりの持ち出しになっ  
ております。昭和三十八年度分について、百九十五  
の町村について全国町村会が抽出調査した結果  
は、実際の支出額に対して拠出年金事務費交付金  
は約半額、印紙売りさばき手数料を加えても約四  
割が不足しております。拠出年金事務費は九十一  
万一千円、福祉年金事務費九万六千円、そのほか  
の経費は三万二千円、計百三十九万九千円、これに  
対して拠出年金事務費交付金四十四万九千円、福祉  
年金事務費交付金三万三千円、印紙売りさばき手  
数料十五万九千円、円計六十四万一千円の収入  
で、差し引き三十九万八千円の不足になっており  
ます。この約四十万円は町村の一般財源の持ち出  
しとなっております。この約四十万円は、全国二千八  
百町村とすると、十一億二千万円もの額が町村の  
持ち出しになることが推計されるわけでございます  
。これは町村だけでございますから、市の分ま  
でを加えるとかなりの額になるのではないでしょ  
うか。国民健康保険にも同様の問題があるわけで  
ございますが、政府は国で負担するべきものは国

で負担するのでなければ、わずかな財源でもほし  
い地方団体は、一般財源が食われてしまつて、ま  
すます困つてきます。これは実情に合うような計  
算で交付するべきではないでしょうか。これにつ  
いてお伺いします。

○神田国務大臣 こまかいことは政府委員から答  
弁させますが、ただいま山村委員から、この国民  
年金の事務費その他について政府が支出を渋つて  
いる、そのために市町村に非常な迷惑をかけてい  
る、これはお説のとおりでございます。私ども  
も、まことに遺憾といえますが、残念に思つてお  
ります。今年度の予算編成にあたりまして、そ  
の点は十分留意いたしまして大きな折衝をいたし  
たつもりでございます。何しろ悪い習慣が押  
せ押せになつてまいつておりました、一べんごと  
くで解決することが困難であつた、こういうこと  
でございます。それで済む問題かと言われると、  
済む問題ではないと私は思っています。これらの点に  
つきましては、ここ一兩年の間でこれは解決す  
る。いま国民健康保険の問題も例にお持ち出しに  
なりましたが、そのとおりでございます。これは  
国民健康保険との直接の関係はございませんが、  
やはりいまの事務費の計算になりますと全くその  
例を同じくしておりますから、これらの点は財政  
当局と十分話し合つておりました。財政当局も悪  
いことは重々承知しておりますが、財源難でやむ  
を得なかつた、こういうことでございます。財源  
難なら何でもやむを得ないか、なお市町村がひと  
りじゃないかということも言われるわけございま  
す。まあ長い間の悪習慣というか、そういう  
問題でございます。しかもことしは、たとえば  
従来一人当たりについて十円くらいしか上げてま  
いらなかつたのを、国民年金では三十五円上げ  
たりしますが、しかし、根本的にこれを是正するに  
いう時期が到来していると思つております。でござい  
ますから、あと一兩年でこの問題を解決いたした  
い。御心配ございました国民健康保険の問題も同  
じでございます。そういう方向に努力いたします  
ことを申し上げます。御了解を得たいと思いま

す。

○実本政府委員 事務費の市町村交付金の問題に  
つきましては、山村先生御指摘のように、非常に  
市町村の持ち出しが多いというふうな実情をきか  
めて遺憾に考へておるわけでして、毎年大臣折衝  
まで上げていた。この交付金の獲得に努力  
をしてまいつておるところでございます。先生が  
御指摘されました百九十五市町村についての町村  
会のお話ございましたが、三十八年度の決算額に  
あらわれ全全市町村の実支出額の決算額に  
ついて見ますと、四十七億四千万円支出してお  
ります。それに対してところが二十四億出してお  
ります。各市町村ともそういう状態でございます。で  
きるだけこれを増額してまいりたいと考えており  
ます。

○山村委員 次に、年金手帳に貼付する印紙につ  
いてお尋ねいたします。

市町村では印紙売りさばきの事務が多くて、現  
行の三割の手数料ではとてもまかない切れないか  
ら、五割程度に上げてもらいたい、また、印紙は  
市町村で前払いをして一括購入することになつて  
いるが、これは市町村の財政事情からあと払いに  
してもらいたい、そういう要望がございます。し  
かし、それよりも何よりも、市町村で印紙を買つ  
て、年金手帳に張つて検印をするといった二重、  
三重の手数のかかる事務になつております。この  
印紙貼付制度をやめてスタンプだけにしたら、事  
務も簡素化されるのではないのでしょうか。少しは  
地方団体の立場にもなつてやってみてもらいたい  
と思つております。政府としてこの問題に対して検討し  
たことがあるかどうか、また、あるならばどのよ  
うな見解をお持ちか、お聞かせ願いたいと思いま  
す。

○実本政府委員 まず、印紙売りさばき手数料の  
問題でございますが、これはほかの手数料と同様  
に、売りさばき額に対します三割という率でもつ  
て算定をしまつておるわけでございます。な  
お、国民年金の場合につきましては、一般の三割  
の手数料のほかに加算手数料というものを二割出  
しておりました。また、そのほかに特別手数料と  
いうものをやはり一割交付いたしておりましたが、  
これはいずれも先買、あるいは基準購買量より  
よけいに買ったところに出すことになつて  
おります。いずれにいたしましても、この手  
料の問題も、先ほどの事務費と同様に、なるべく  
市町村の負担のかけられないように増額をはかつて  
いかなければならないと考えておるわけござい  
ます。

それから前払いの問題、その他印紙貼付をやめ  
てスタンプにしてはどうかというふうな事務の合  
理化を考へての先生のお話でございますが、実  
施を担当いたしております社会保険庁といつ  
しても、そういう点につきましてもいろいろ  
検討を加えておるわけでございますが、印紙を張  
らないでやりますと、どうしても会計法上やはり  
現金徴収方式に切りかえなければならぬという  
結論が出てまいりますので、その点印紙をやめた  
場合は現金徴収という国民健康保険の場合と同じ  
ようなかつこうになるわけでございますが、その  
点、また来年の根本的改正の時期とらみ合わせ  
まして、いま検討いたしておる次第でございま  
す。

○山村委員 最後にお伺いしたいのは、国民年金  
の融資についてであります。

国民年金の還元融資については、都道府県、市  
町村に対してどのように配分されておるのか、た  
とえば会館の新築、増改築については、市は融  
資の対象になつておるが、町村ははずされてお  
ります。しかし、市とか町村とかいいますが、町  
村合併によつてできた小さな市と、充実した町村  
との違いはあまりないものと思つております。町村でも  
会館をつくりたいというところがあれば、融資対  
象にするべきではないでしょうか。財源の乏しい  
農山村へこそ、融資の道を閉じて格差是正をはか  
るべきものと思つておりますが、この点についての方針

はどりなつておるのかお伺いして、私の質問を終ります。

○山本(正)政府委員 国民年金の還元融資でございますが、国民年金の性格から言いますと、この還元融資の資金は主として特別地方債として市町村の施設に融資をいたしておるのでございませうが、御承知のように、二五%の額で本年度におきましては百二十三億を予定いたしましたして、そのうちで九五億が特別地方債として融資をするということに相なつておるのでございます。そこで、この融資が、市町村の要望する各般の施設に十分にこたえられるだけの範囲なり金額なりになつていないじゃないかという点でございますが、市町村の場合におきましては、厚生福祉施設関係というものの需要が非常に多いわけでございます。これは非常に広範な中身を含んでおりまして、あるいは保育所、老人ホームといったものから国民宿舎、児童館等、各種の施設の種類のものにわたつておるのでございます。

そこで、いま御指摘の市町村の会館といったものについてどうかという点でございますが、御指摘のように、市制をしいておきますところにつきましては市民会館という名儀のものを融資の対象といたしております。町村の場合におきましては、従来それに相当するものはいわゆる公民館でございます。公民館に対する融資につきましては、制度発足当時から議論がございまして、そうして今日まで公民館すばりには融資をいたしておりません。ただ現実には、体育館にいたしましてもあるいは福祉センターといった名前にいたしましても、町村でそういった公民館的な性格も帯びた施設というものが出ておりまして、そういう形におきましては市の場合と町村の場合と区別をつけないで融資をいたしておるのでございます。問題は、公民館と名前のつくものには融資をするかどうかということが、一つの懸案として残つておるのでございます。こういったものにつきましては、今後の推移を見ましてさらにこの範囲は拡張していきたい。したがしまして、町村の場合に

おきまして、そういった福祉センターとか児童センターという名前でないに、公民館といった名前でありまして、あるいは町村会館というような名前でありまして融資をしていくという道を開いていきたい、かように考えておるのでございます。今日の資金需要の関係その他の事情がございまして、今日までそれは実現いたしておりませんが、いずれそういう方向に拡張をはかつていきたい、かように考えておる次第でございます。

○松澤委員長 暫時休憩いたします。  
午前十一時十分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

おきまして、そういった福祉センターとか児童センターという名前でないに、公民館といった名前でありまして、あるいは町村会館というような名前でありまして融資をしていくという道を開いていきたい、かように考えておるのでございます。今日の資金需要の関係その他の事情がございまして、今日までそれは実現いたしておりませんが、いずれそういう方向に拡張をはかつていきたい、かように考えておる次第でございます。

七	九	七	九	七	九	七	九	七	九
九	二	九	二	九	二	九	二	九	二
九	三	九	三	九	三	九	三	九	三
一	三	一	三	一	三	一	三	一	三
一	四	一	四	一	四	一	四	一	四
一	七	一	七	一	七	一	七	一	七
一	八	一	八	一	八	一	八	一	八
一	九	一	九	一	九	一	九	一	九
二	一	二	一	二	一	二	一	二	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	三	二	三	二	三	二	三	二	三
二	四	二	四	二	四	二	四	二	四
二	五	二	五	二	五	二	五	二	五
二	六	二	六	二	六	二	六	二	六
二	七	二	七	二	七	二	七	二	七
二	八	二	八	二	八	二	八	二	八
二	九	二	九	二	九	二	九	二	九
三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
三	二	三	二	三	二	三	二	三	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三	四	三	四	三	四	三	四	三	四
三	五	三	五	三	五	三	五	三	五
三	六	三	六	三	六	三	六	三	六
三	七	三	七	三	七	三	七	三	七
三	八	三	八	三	八	三	八	三	八
三	九	三	九	三	九	三	九	三	九
四	一	四	一	四	一	四	一	四	一
四	二	四	二	四	二	四	二	四	二
四	三	四	三	四	三	四	三	四	三
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
四	五	四	五	四	五	四	五	四	五
四	六	四	六	四	六	四	六	四	六
四	七	四	七	四	七	四	七	四	七
四	八	四	八	四	八	四	八	四	八
四	九	四	九	四	九	四	九	四	九
五	一	五	一	五	一	五	一	五	一
五	二	五	二	五	二	五	二	五	二
五	三	五	三	五	三	五	三	五	三
五	四	五	四	五	四	五	四	五	四
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五	六	五	六	五	六	五	六	五	六
五	七	五	七	五	七	五	七	五	七
五	八	五	八	五	八	五	八	五	八
五	九	五	九	五	九	五	九	五	九
六	一	六	一	六	一	六	一	六	一
六	二	六	二	六	二	六	二	六	二
六	三	六	三	六	三	六	三	六	三
六	四	六	四	六	四	六	四	六	四
六	五	六	五	六	五	六	五	六	五
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
六	七	六	七	六	七	六	七	六	七
六	八	六	八	六	八	六	八	六	八
六	九	六	九	六	九	六	九	六	九
七	一	七	一	七	一	七	一	七	一
七	二	七	二	七	二	七	二	七	二
七	三	七	三	七	三	七	三	七	三
七	四	七	四	七	四	七	四	七	四
七	五	七	五	七	五	七	五	七	五
七	六	七	六	七	六	七	六	七	六
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
七	八	七	八	七	八	七	八	七	八
七	九	七	九	七	九	七	九	七	九
八	一	八	一	八	一	八	一	八	一
八	二	八	二	八	二	八	二	八	二
八	三	八	三	八	三	八	三	八	三
八	四	八	四	八	四	八	四	八	四
八	五	八	五	八	五	八	五	八	五
八	六	八	六	八	六	八	六	八	六
八	七	八	七	八	七	八	七	八	七
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
八	九	八	九	八	九	八	九	八	九
九	一	九	一	九	一	九	一	九	一
九	二	九	二	九	二	九	二	九	二
九	三	九	三	九	三	九	三	九	三
九	四	九	四	九	四	九	四	九	四
九	五	九	五	九	五	九	五	九	五
九	六	九	六	九	六	九	六	九	六
九	七	九	七	九	七	九	七	九	七
九	八	九	八	九	八	九	八	九	八
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九